

実地指導結果

サービス種別：通所介護

令和2年3月31日現在（「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人室戸市社会福祉協議会	室戸市	室戸市デイサービスセンター	H30.12.18	1 通所介護計画の作成に当たり、利用者の同意を得ていない事例が認められた。 2 運営規程に実態と相違する事項（営業時間）が認められた。 3 防災対策マニュアルの概要を掲示していないことが認められた。 4 従業者であった者に対して、秘密保持のための必要な措置を講じていない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人ふるさと自然村	室戸市	デイサービスセンターさんさん	H31.1.29	なし		
社会福祉法人香南会	安芸市	デイサービスセンターアザレア	H30.7.24	1 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市	デイサービスセンターはまちどり	H30.7.31	1 社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震に対する防災対策マニュアルについて、基本的項目に不足する項目（避難生活の環境づくり）が認められた。 2 防災対策マニュアルの概要が掲示されていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人ふるさと自然村	安芸市	デイサービスセンター安芸	H30.10.16	1 防災対策マニュアルの概要を掲示していないことが認められた。	改善済	
有限会社西田順天堂東部店	安芸市	デイサービスセンターあつたか	H31.1.16	なし		
社会福祉法人土佐清風会	南国市	デイサービスセンターせいふう	H30.8.30	1 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者の家族から文書による同意を得ていないことが認められた。 3 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（入浴介助を実施していないにもかかわらず入浴介助加算を算定）が認められた。	改善済	
医療法人清涼会	土佐市	土佐市宇佐デイサービスセンター龍宮	H30.12.19	1 運営規程に不足する事項（従業者の職務の内容、利用に当たっての留意事項）及び実態と相違する事項（従業者の職種）が認められた。	改善済	
ア・パン・ウン有限公司	須崎市	デイ・サービスどんぐりの里	H30.5.29	1 介護職員について必要な勤務延時間数を確保していない日が認められた。 2 重要事項が掲示されていないことが認められた。 3 社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルについて、基本的項目に次の（1）及び（2）が認められた。 （1）不足する項目（日頃からの取り組み） （2）不十分な項目（被災直後の応急対応、避難生活の環境づくり） 4 防災対策マニュアルの概要が掲示されていないこと及び避難、救出その他必要な訓練について、次の（1）及び（2）が認められた。 （1）地震・津波を想定した訓練を2ヶ月から4ヶ月に1回実施していない。 （2）水害・土砂災害を想定した訓練を実施していない。 5 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（人員基準に適合していないにもかかわらず、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を算定）が認められた。	改善済	
社会福祉法人須崎市福祉事業協会	須崎市	須崎市老人デイサービスセンターばんだ湯の香荘	H30.6.7	1 運営規程に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出していないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人須崎福祉会	須崎市	老人デイサービスセンターよこなみ	H30.8.7	1 運営規程に実態と相違する事項（従業者の員数）が認められた。	改善済	
株式会社パテルホーム	須崎市	パテルホームすさきデイサービスセンター	H30.9.6	なし		
社会福祉法人愛生福祉会	宿毛市	デイサービスセンターつといの家	H30.7.18	1 勤務表に、日々の勤務時間が明確に記載されていないことが認められた。 2 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人宿毛福祉会	宿毛市	宿毛中央デイサービスセンター	H30.11.14	1 機能訓練指導員が配置されていない日が認められたので、人員基準欠如が生じないように勤務体制を定めること。 2 社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震に対する防災対策マニュアルが策定されていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人公生会	香南市	デイサービスセンターあぐり	H30.6.5	1 社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震に対する防災対策マニュアルについて、必要に応じて点検及び見直しを行っていないこと及び水害・土砂災害対策について、防災対策マニュアルが策定されていないことが認められた。 2 水害・土砂災害を想定した避難訓練を行っていないことが認められた。	改善済	
医療法人レザレクト	香南市	デイサービスセンターふじかわ	H30.9.19	1 社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震に対する防災対策マニュアルについて、基本的項目に不足する項目（施設を取り巻く危険）が認められた。 2 水害・土砂災害を想定した避難訓練を行っていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人香美市社会福祉協議会	香美市	香美市社協デイサービスセンターびらふ	H30.8.24	1 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。	改善済	
社会福祉法人土佐香美福祉会	香美市	デイサービスセンターやまだ通所介護事業所	H30.12.19	なし		
かみ介護サービス株式会社	香美市	デイサービスセンターあさひ	H31.1.22	1 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、市町村及び居宅介護支援事業者に連絡を行っていないことが認められた。 2 個別機能訓練加算（I）の算定に当たり、次の（1）及び（2）のとおり、解釈通知に即したサービス提供を実施していない事例が認められた。 （1）個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の実施時間、実施方法について評価等を行っていない。 （2）利用者の居宅を訪問し、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況を説明したことを記録していない。	改善済	
医療法人香美会	安芸郡奈半利町	デイサービスセンターなはり	H30.12.5	なし		
医療法人日井会	安芸郡田野町	デイサービスたの	H30.9.12	1 運営規程に不足する事項（サービス利用に当たっての留意事項）が認められた。	改善済	
社会福祉法人土佐香美福祉会	安芸郡芸西村	デイサービスセンター洋寿	H31.1.31	1 運営規程に不足する事項（従業員の職務の内容）が認められた。	改善済	
医療法人田井医院	土佐郡土佐町	デイサービスたい	H30.5.31	1 勤務表に、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置が明確に記載されていないことが認められた。 2 防災対策マニュアルの概要が揭示されていないことが認められた。 3 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 4 利用者の家族から苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人伊野福祉会	吾川郡いの町	デイサービスセンター壽幸園	H30.8.8	1 看護職員を配置していない日が認められた。 2 介護報酬の額の算定に当たり次の（1）及び（2）の不適切な事例が認められた。 （1）看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている期間があったにもかかわらず、減算していない。 （2）人員基準欠如に該当しているにもかかわらず、サービス提供体制強化加算（I）を算定している。	改善済	
佐川町	高岡郡佐川町	佐川町デイサービスセンター斗賀野荘	H30.10.24	1 社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震に対する防災対策マニュアルについて、基本的項目に不足する項目（施設を取り巻く危険）が認められた。	改善済	
社会福祉法人土佐平成福祉会	高岡郡日高村	デイサービスセンター能津喜楽園	H30.8.2	1 運営規程に実態と相違する事項（従業員の員数）が認められた。 2 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。	改善済	
高陵特別養護老人ホーム組合	高岡郡津野町	指定通所介護事業所デイサービスセンター津野ゆの里	H30.8.28	1 勤務表に日々の勤務時間が明確に記載されていない事例が認められた。 2 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例（送迎を行っていないにもかかわらず減算していない）が認められた。	改善済	

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する 是正状況	備考
社会福祉法人黒潮福祉会	樟多郡黒潮町	通所介護事業所しおかぜ	H30.7.19	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務表に生活相談員と介護職員及び看護職員と機能訓練指導員の配置を明確に記載していないことが認められた。 2 防災対策マニュアルの概要が掲示されていないことが認められた。 3 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていないことが認められた。 	改善済	